

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の25」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。